

平成25年7月31日
(最終改訂：令和8年8月27日)
金融庁

金融商品取引業等に関するQ & A

(中略)

令和8年8月27日追加

(日本株を対象とする個別株レバレッジ型ETF関係)

(問7) 海外で組成された日本株を対象とする個別株レバレッジ型ETFを顧客に提供したいと考えていますが、取扱いが可能ですでしょうか。
--

(答)

海外で組成された日本株を対象とする個別株レバレッジ型ETFの販売については、国内市場に上場する株式の相場変動を増幅させ、我が国金融市場における価格形成に著しい影響を及ぼし得るものと考えられます。

また、国内の取引所において、日本株を対象とする個別株レバレッジ型ETFの売買は認められておりません。

そのため、海外で組成された日本株を対象とする個別株レバレッジ型ETFを金融商品取引業者等が取り扱うことは、金融庁としては、公益上適当でないと考えています。